

# 農業委員会だより

第 42 号

平成27年6月1日  
田原市農業委員会

☎23局3519 / FAX22局3817

<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

## 新しい農業委員会委員 議会推薦

このたび、田原市土地改良区推薦の森下吉直委員に代わり、伊藤幸伸氏（若見町）が新たに就任しました。任期は平成27年4月10日から平成29年7月27日までです。



▲伊藤幸伸さん

## 農業者年金に加入して ゆとりある老後を

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、保険料助成を通じて、農業の担い手を確保することを目的とした農業者のための年金です。

### ●対象者

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、どなたでも加入できます。農地を所有していない農業者や配

偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

### ●特徴とメリット

#### ① 少子高齢化時代に強い年金

自分が積み立てた保険料と、その運用実績により、将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

#### ② 終身年金で80歳までの保証付き

農業者年金は、65歳から生涯支給されます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取る予定であった年金（老齢年金）が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

#### ③ 公的年金ならではの税制上の優遇措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

#### ④ 保険料の額は自由に決定

自分が必要とする年金額に合わせ、月額2万円から6万7000円までの間で、千円単位で自由に決められます。また、農業経営の

状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。

#### ⑤ 担い手に手厚い政策支援 （保険料の国庫補助）

認定農業者など一定の要件を満たす方は、保険料のうち国から助成を受けることができます。

※詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

## 農業者年金「現況届」 提出をお忘れなく

受付期間 6月30日（火）まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに送付された現況届に、必要事項を記入して提出してください。（ただし、平成26年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません）

### ●提出先

農業委員会事務局（市役所内）  
赤羽根市民センター  
渥美支所市民生活課

### ●現況届を提出しない場合

提出されるまでの間、農業者年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。